

○農林省告示第千四十五号

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表一の一の項の南アフリカ共和国産の
パレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスイートオレンジ、レモン並
びにグレープフルーツの生果実並びにスワジランド王国産のパレンシア種、ワシントンネーブル種、
トマンゴ種及びプロテア種のスイートオレンジ並びにグレープフルーツの生果実に係る農林大臣が
定める基準を次のように定め、昭和四十八年六月四日から施行し、昭和四十六年四月十日農林省告示
第七百三十九号(植物防疫法施行規則別表の一の項の南アフリカ共和国産のパレンシア種等の生果実
に係る農林大臣が定める基準を定める等の件)は、昭和四十八年六月三日限り、廃止する。
昭和四十八年五月二十四日 農林大臣 櫻内 義雄

一 植物及び地域

(一) パレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスイートオレンジ、レ
モン並びにグレープフルーツの生果実であつて、南アフリカ共和国のうち、南アフリカ共和国植
物防疫機関が濃密な病害虫防除が行なわれる地区として指定した地域で生産されたものであるこ
と。

(二) パレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスイートオレンジ並び
にグレープフルーツの生果実であつて、スワジランド王国のうち、スワジランド王国農務省が濃
密な病害虫防除が行なわれる地区として指定した地域で生産されたものであること。

二 輸送方法

船舶貨物又は航空貨物として輸入されたものであること。

三 生産地等における検査及び証明

(一) 南アフリカ共和国植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、有害動物及び有害植
物が附着していないことを認め、又は信ずる旨記載されている南アフリカ共和国植物防疫機関が
発行した植物検査証明書が添付してあるものであること。

(二) (一)の植物検査証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。

ア チチエウカイミバエに侵されていないこと。

イ 五の消毒が行なわれたものであること。

ロ (一)の植物検査証明書には、(一)の検査及び五の消毒の実施を確認した旨の植物防疫官による附記
がなされていること。

四 封印

生果実のこん包には南アフリカ共和国植物防疫機関による封印がなされていること。

五 生産地等における消毒

(一) 南アフリカ共和国内の消毒施設において生果実の中心部が零下〇・六度になつた後、引き続き
十二日間、その温度で消毒すること。

(二) (一)の消毒は、当該生果実が日本に輸出される港のふ頭地域内にある施設において行なうこと。

六 積み込み時の措置

五により消毒された生果実を消毒施設から船舶又は航空機に積み込むときは、当該生果実がチチ
エウカイミバエに侵されることのないための措置がとられていること。

七 表示

三の(一)の検査及び五の消毒が行なわれた各生果実には輸出植物検査が終了している旨の表示がな
されており、また、そのこん包の三面以上に仕向地が日本である旨の表示がなされていること。